

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署								
1. 預金者保護や破綻処理等におけるあらゆる事態に対応する態勢の整備・強化												
① 破綻処理に係る当機構の対応力の維持・強化、秩序ある処理に係る対応力強化	<p>○破綻処理スキームと金融整理管財人業務について、以下のとおり、対応力の維持、強化を図るよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻金融機関の営業店指導や一部の特殊な商品性の預金の取扱いに係る事務フローの見直しを行い、必要な態勢整備を行うなど、破綻金融機関の営業再開準備に係る実務の改善、金融整理管財人業務の向上を図りました。</li> <li>・2017年6月に公表した「預金保険制度の運用にかかる態勢整備の取り組み」を踏まえ、預金保険制度の運用にかかる態勢の改善に向けて、継続的に実務関係者等との意見交換や諸課題の整理・検討を行いました。</li> <li>・各種倒産手続きの下で想定されるシナリオに基づく、預金等の支払事務に関する訓練計画（2018～2019年度の2年分）にしたがって、2019年度は、破産手続きの下で行う概算払、精算払及び配当金支払の訓練を実施しました。</li> </ul> <p>○金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について、関係当局等と連携しつつ、実務面に関する所要の検討を進めるとともに、破綻処理に係る国際会議等への参加を通じて海外当局との意見交換を行いました。</p>	<p>○金融機関の破綻処理に係る諸課題の検討等を踏まえつつ、実務の見直しを行ったことにより、破綻処理スキームと金融整理管財人業務の対応力の維持・強化を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の運用にかかる諸課題の整理・検討を通じ、確実かつ迅速な破綻処理に向けた態勢整備を着実に進展させました。</li> <li>・訓練計画に基づき、支払事務の訓練を適切に実施しました。</li> </ul> <p>○関係当局等と連携しつつ、秩序ある処理の実務面に関する所要の検討を進めました。</p>	<p>○破綻処理スキームと金融整理管財人業務について、預金者保護の観点に立ち、金融商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化等に沿った対応ができるよう、預金保険制度の運用に関連する諸課題の整理・検討を行います。また、継続的に運用の改善を行うなど、破綻処理への当機構の対応力の維持、強化を図っていきます。</p> <p>○関係当局等と連携しつつ、対応力の強化を図ります。</p>	金融再生部 金融整理課 預金保険部 企画課 特別業務部 指導調査課 調査部 企画調査課 特定業務課 特別整理課								
② 金融整理管財人業務の質的向上	<p>○金融整理管財人業務の質的向上を図り、有事の際の適切な対応力を平時の段階から整備していくために、関係当局や金融関係団体等との連携を更に深めるとともに、実務訓練・研修等を以下のとおり充実・強化するよう努めました。</p> <table border="1" data-bbox="468 1276 1694 1745"> <tr> <td data-bbox="468 1276 706 1381">2019年5月、9月</td> <td data-bbox="706 1276 1694 1381">・新規入構職員を対象に、金融機関の破綻処理に係る基礎的な知識を習得する研修を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1381 706 1472">2019年10月</td> <td data-bbox="706 1381 1694 1472">・有事に金融関係団体から派遣される予定の応援要員に対して担当業務に関する研修を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1472 706 1661">2019年9月以降 概ね毎月</td> <td data-bbox="706 1472 1694 1661"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻金融機関の営業店事務の指導を担当する予定の者に対して、経験や習熟度に応じたコース別の研修を実施</li> <li>・平時に他の業務に従事している当機構の職員を対象に、有事における担当業務に関するテーマ別の研修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1661 706 1745">2019年11月以降 概ね毎月</td> <td data-bbox="706 1661 1694 1745">・破綻処理初動時に重点を置いたロールプレイ方式の訓練を実施</td> </tr> </table>	2019年5月、9月	・新規入構職員を対象に、金融機関の破綻処理に係る基礎的な知識を習得する研修を実施	2019年10月	・有事に金融関係団体から派遣される予定の応援要員に対して担当業務に関する研修を実施	2019年9月以降 概ね毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻金融機関の営業店事務の指導を担当する予定の者に対して、経験や習熟度に応じたコース別の研修を実施</li> <li>・平時に他の業務に従事している当機構の職員を対象に、有事における担当業務に関するテーマ別の研修を実施</li> </ul>	2019年11月以降 概ね毎月	・破綻処理初動時に重点を置いたロールプレイ方式の訓練を実施	<p>○実務訓練・研修を更に実戦的に充実・強化したことにより、金融整理管財人業務の質的向上を図ることができました。</p>	<p>○金融整理管財人業務の質的向上を図り、有事の際の適切な対応力を平時の段階から整備していくために、関係当局や金融関係団体等との連携を更に深めるとともに、実務訓練・研修等を充実・強化していきます。</p>	金融再生部 金融整理課
2019年5月、9月	・新規入構職員を対象に、金融機関の破綻処理に係る基礎的な知識を習得する研修を実施											
2019年10月	・有事に金融関係団体から派遣される予定の応援要員に対して担当業務に関する研修を実施											
2019年9月以降 概ね毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻金融機関の営業店事務の指導を担当する予定の者に対して、経験や習熟度に応じたコース別の研修を実施</li> <li>・平時に他の業務に従事している当機構の職員を対象に、有事における担当業務に関するテーマ別の研修を実施</li> </ul>											
2019年11月以降 概ね毎月	・破綻処理初動時に重点を置いたロールプレイ方式の訓練を実施											
③ 破綻処理業務システムの安定稼働の実現及びシステム改善の実施	<p>○破綻処理業務システム（金融機関の破綻時における名寄せ及び金融整理管財人業務等に用いるシステム）の安定稼働を維持することができました。</p>	<p>○システムの安定稼働を維持するとともに、計画どおりシステム改善を実施しました。</p>	<p>○確実かつ迅速な破綻処理を実行する観点から、破綻処理業務システムについて、引き続き安定稼働を実現するとともに、シス</p>	総務部 システム総括課 業務システム第一課 金融再生部								

# 2019 年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																					
	<p>○破綻処理業務を円滑に進めるためのシステム改善を実施しました。</p>		<p>テムの改善を進めます。</p>	<p>金融整理課 預金保険部 企画課 研修課</p>																					
<p>2. 金融機関における有事の際の対応力に係る平時の態勢整備のフォロー及び働きかけ</p>																									
<p>金融機関における平時の態勢整備のフォロー及び働きかけ</p>	<p>○確実かつ円滑な破綻処理を実行するため、以下の各施策を通じて、平時より必要となる措置について、金融機関における名寄せデータ、システム、手順書・マニュアル等の整備状況を把握したうえで、対応状況のフォローを行いました。</p> <p>(立入検査、改善ヒアリング等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険事故発生時に預金の円滑な払い戻し等を行うため金融機関に義務付けられた措置に係る体制整備の状況について、破綻処理に対して影響のより大きい事項に重点を置いて立入検査を実施しました。</li> <li>また、立入検査実施後、監督当局である金融庁等が検査実施先に実施している改善ヒアリングに当機構の審査担当職員が同席して、検査における指摘事項の改善状況を確認するとともに、必要な助言を行うなど、適切にフォローを行いました。</li> <li>なお、立入検査の実効性・効率性の向上に向けて、改正預金保険法施行（2012年5月）後の検査未実施先を優先して検査対象先として選定し、「改善ヒアリング」、「システム検証」、「研修・助言等」の各施策の実施を通じて確認した事項を十分に活用するとともに、引き続き、立入検査日数を短縮して実施したほか、保険料の納付については、オフサイトでも検証を実施しました。</li> </ul> <p>※オフサイト検証実施先数：2019年度：11先（資料提出依頼日ベースでの先数）</p> <p>(システム検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム検証については、従来から実施している名寄せデータ整備促進のための検証に加え、2012年5月施行の改正預金保険法で新たに対応を求めた入出金明細ファイルのシステム整備状況の検証を実施しました。</li> </ul> <p>(研修・助言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修・助言等については、金融機関において破綻処理業務の事務手続きや機構端末の操作を実習できるツールであるeラーニングシステム（「預保ラーニング」として2018年4月より提供）の普及に努めました。</li> <li>また、金融機関からの保険事故に係るシステム関連の照会等への対応も実施し、金融機関の破綻処理態勢の整備を促しました。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="468 1413 1712 1560"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度（実施先数）</th> <th>2018年度（実施先数）</th> <th>2019年度（実施先数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査（注1）</td> <td>27先</td> <td>41先</td> <td>32先</td> </tr> <tr> <td>改善ヒアリング（注2）</td> <td>21先</td> <td>11先</td> <td>11先</td> </tr> <tr> <td>システム検証</td> <td>44先</td> <td>59先</td> <td>62先</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="468 1570 1712 1648"> <thead> <tr> <th rowspan="2">預保ラーニング 加入先数（累計）</th> <th>2018年度（加入先数）</th> <th>2019年度（加入先数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102先</td> <td>130先</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 立入検査開始日ベースでの先数 (注2) 当機構が同席する改善ヒアリングの先数</p>		2017年度（実施先数）	2018年度（実施先数）	2019年度（実施先数）	立入検査（注1）	27先	41先	32先	改善ヒアリング（注2）	21先	11先	11先	システム検証	44先	59先	62先	預保ラーニング 加入先数（累計）	2018年度（加入先数）	2019年度（加入先数）	102先	130先	<p>○各種施策を通じて、金融機関に対して、平時より必要となる措置について、適切な対応を促すとともに、金融機関の対応状況についてもフォローを行いました。</p> <p>○立入検査先の選定や立入検査における検証範囲等にメリハリをつけること等を通じて、検査の実効性・効率性の向上に努めました。</p>	<p>○確実かつ円滑な破綻処理を実行するため、今後とも、各金融機関が講じなければならない破綻処理に係る態勢整備について、その強化が図られるよう、適切に働きかけを行います。</p> <p>なお、立入検査先の選定や立入検査における検証範囲等にメリハリをつけること等を通じて、今後とも、検査の実効性・効率性の向上に向けて取り組みます。</p> <p>○システム検証では、引続き名寄せデータ整備促進のための検証を行います。また、入出金明細ファイルのシステム整備状況の検証に関しては、金融機関の勘定系システムの特性等を考慮しつつ、検証の効率性をさらに向上させます。研修助言等については、システム検証不芳先のうち個別要望のあった金融機関へのフォローを中心に実施します。また、破綻処理業務の実習ツールであるeラーニング（預保ラーニング）のさらなる普及に向け、金融機関に対する働きかけを強化していきます。</p>	<p>検査部 検査企画課 審査課 預金保険部 研修課 調査部 調査分析課</p>
	2017年度（実施先数）	2018年度（実施先数）	2019年度（実施先数）																						
立入検査（注1）	27先	41先	32先																						
改善ヒアリング（注2）	21先	11先	11先																						
システム検証	44先	59先	62先																						
預保ラーニング 加入先数（累計）	2018年度（加入先数）	2019年度（加入先数）																							
	102先	130先																							

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
3. 破綻金融機関等から取得した資産の適切な管理・回収、処分及び責任追及等				
<p>① 破綻金融機関等から取得した債権を適切に管理・回収するための整理回収機構に対する指導・助言</p> <p>破綻金融機関等から取得した株式等の適切な管理・処分</p>	<p>[整理回収機構による債権管理・回収]</p> <p>○整理回収機構が破綻金融機関及び健全金融機関等から取得した債権について、顧客保護の観点から、債権の性質・債務者の実態等に応じた適切な管理・回収を行うよう、適時適切に指導・助言等を行いました。これにより、整理回収機構は、債権の回収に当たって債務者の実態等を的確に把握し、適正な回収に努めており、当年度は以下のような実績になりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破綻金融機関等からの買取債権及び健全金融機関等からの53条買取債権（金融再生法）の2019年度の回収実績は231億円（破綻金融機関等223億円（うち特別公的管理銀行2億円）、健全金融機関等7億円）、2019年度末までの回収累計額は10兆1,438億円（譲受簿価の103.8%）となりました。</li> <li>・回収により生じた利益123億円（回収益等から回収により生じた損失額や回収費用を控除した金額）が預金保険機構に納付されました（納付時期は2020年6月）。</li> </ul> <p>[瑕疵担保債権の管理・回収]</p> <p>○旧長銀及び旧日債銀から、株式売買契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき引き取った債権（回収は整理回収機構に委託）について、2019年度は35億円を回収しました（回収累計額6,880億円）。</p> <p>[特別公的管理銀行から買い取った株式の管理・処分]</p> <p>○上場株式については、政府方針を踏まえ、2008年10月15日より原則として市場売却を停止している中、例外的取引として、公開買付けへの応募等により4億円の処分を実施しました。</p> <p>非上場株式については、株式発行会社及び株式発行会社が指定する第三者に対する売却のほか、一般投資家向けに価格競争を勧奨して売却を行う自主的処分等により、106億円の処分を実施しました。</p> <p>[早期健全化法等に基づき引受け等を行った株式等の適切な管理・処分]</p> <p>○資本増強のために引受け等を行った優先株式等について、以下の業務を実施しました。</p> <p>《資本増強先:新生銀行（1先）》</p> <p>(管理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時株主総会における議決権の行使及び質問権の行使</li> <li>・決算内容、配当政策、剰余金の積上げ状況及び今後の返済計画等に係る定期的なヒアリングの実施</li> <li>・配当金の受領（4.7億円）</li> </ul> <p>(処分業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度は、金融機関からの優先株式等の処分に係る申し出はなく、処分実績はありませんでした。なお、2020年3月末までの処分累計は12兆1,309億円、2020年3月末の残高は2,500億円となっています。</li> </ul>	<p>○預金保険機構から整理回収機構に対して指導・助言を行うことにより、整理回収機構における適切な管理・回収業務の遂行に寄与することができました。</p> <p>○瑕疵担保債権の管理・回収について、着実に実施しました。</p> <p>○非上場株式について、2017年度に初めて実施した自主的処分を引き続き実施するなど、株式の着実な処分に努めました。</p> <p>○資本増強先に対し、株主総会等において適切な議決権等の行使に努めたほか、定期的なヒアリング等を通じ、決算内容や今後の返済計画等の適切な把握に努めました。</p>	<p>○整理回収機構に、顧客保護の充実や法令等の遵守に努めつつ、適切かつ効率的な管理・回収を進めるよう指導・助言を行います。</p> <p>○瑕疵担保債権の管理・回収について、着実に実施します。</p> <p>○特別公的管理銀行から買い取った株式の管理・処分については、引き続き国民負担の最小化及び市場への影響の極小化等の観点から、適切な対応に努めます。</p> <p>○管理業務については、資本増強先に対し、株主総会における議決権等を適切に行使していくほか、定期的なヒアリング等により、経営状況等を把握するなど、適切な管理に努めます。</p> <p>○処分業務については、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」（以下「当面の対応」という。）に基づき、円滑な処分に努めます。</p>	<p>総務部 管理課</p> <p>金融再生部 企画管理課 業務課</p> <p>預金保険部 資金援助課</p> <p>特別業務部 調査企画課</p> <p>大阪業務部 総務管理課 資金援助課</p>
<p>② 的確な調査案件の選定及び深度ある財産調査並びに回収に関する指導・助言</p> <p>回収妨害案件に</p>	<p>[調査案件の的確な選定]</p> <p>○返済を拒み資産情報の開示にも応じない不誠実な債務者に係る案件や反社会的勢力等が関与する案件等に重点を置き、財産隠匿の可能性等について、整理回収機構と協議・検討を重ねることにより、財産調査を実施する必要性の高い案件の選定に努めました。</p>	<p>○整理回収機構との間で綿密な協議・検討を行った結果、財産調査を実施する必要性の高い案件を的確に選定することができました。</p>	<p>○返済を拒み資産情報の開示にも応じない不誠実な債務者に係る案件や反社会的勢力等が関与する案件等について、財産隠匿が見逃されることがないように、引</p>	<p>特別業務部 指導調査課 特別調査第一課 特別調査第二課</p> <p>大阪業務部</p>



# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																																
<p>対応するための整理回収機構との連携</p>	<p>【整理回収機構との協議・検討実績】</p> <table border="1" data-bbox="468 321 1430 432"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協 議 回 数</td> <td>25回</td> <td>20回</td> <td>45回</td> </tr> <tr> <td>検 討 件 数</td> <td>290件(202件)</td> <td>238件(167件)</td> <td>263件(155件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) は「うち反社会的勢力等が関与する案件」</p> <p>[深度ある財産調査] ○債務者名義の財産の把握に努めるのはもとより、第三者名義で保有・隠匿されている債務者の財産や債務者から他人に譲渡された財産を把握し、債権回収につなげるため、関係者間の資金異動等について詳細な調査を行うなど、深度ある調査に努めました。</p> <p>【財産調査実績】</p> <table border="1" data-bbox="468 690 1581 888"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 査 件 数</td> <td>148件(99件)</td> <td>104件(62件)</td> <td>103件(52件)</td> </tr> <tr> <td>うち着手件数</td> <td>105件(70件)</td> <td>46件(25件)</td> <td>49件(27件)</td> </tr> <tr> <td>うち立入調査件数</td> <td>4件(2件)</td> <td>3件(3件)</td> <td>0件(0件)</td> </tr> <tr> <td>確 認 財 産 額</td> <td>162億円(3億円)</td> <td>5億円(1億円)</td> <td>5億円(1億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・調査件数＝前年度繰越調査件数＋当年度調査着手件数 ・( ) は「うち反社会的勢力等が関与する案件」 ・金額は単位未満四捨五入</p> <p>[回収に関する指導・助言] ○整理回収機構に対し、預金保険機構が行った財産調査結果を適時に提供するとともに、債務者の実情に即した対応や法的措置等、回収に関する指導・助言を行いました。</p> <p>[回収妨害案件に対する厳正な対応支援] ○特定回収困難債権に関する告発(告訴)として、債務者が自ら管理する別人名義の複数の銀行預金につき仮差押手続が執られたことを知って、これらの預金のうち同手続が完了していなかったものを払い戻して財産を隠匿した事案につき、整理回収機構が強制執行妨害目的財産損壊等罪での告発をするに当たり、その指導・助言を行うなどしました。こうした指導・助言等により、整理回収機構は、本年度、本事案を含め合計3件3名の告発(告訴)をしました。</p>	区 分	2017年度	2018年度	2019年度	協 議 回 数	25回	20回	45回	検 討 件 数	290件(202件)	238件(167件)	263件(155件)	区 分	2017年度	2018年度	2019年度	調 査 件 数	148件(99件)	104件(62件)	103件(52件)	うち着手件数	105件(70件)	46件(25件)	49件(27件)	うち立入調査件数	4件(2件)	3件(3件)	0件(0件)	確 認 財 産 額	162億円(3億円)	5億円(1億円)	5億円(1億円)	<p>○深度ある財産調査を的確に実施することにより、巧妙に隠匿された財産を把握することができました。</p> <p>○財産調査結果の提供を含め、法的措置の実施等、回収に関する適時・的確な指導・助言により、整理回収機構における回収業務の適切な遂行に寄与することができました。</p> <p>○指導・助言を通じた整理回収機構との緊密かつ継続的な連携により、回収妨害案件等について、厳正な対応を支援することができました。</p>	<p>引き続き、調査案件の的確な選定を行った上で、深度ある財産調査並びに回収に関する指導・助言を適切に実施し、整理回収機構による債権回収の極大化を支援していきます。</p> <p>○回収妨害案件等に対しては、整理回収機構、関係部署及び関係機関との連携を密にし、厳正な対応を行っていきます。</p>	<p>指導調査課 特別調査課</p>
区 分	2017年度	2018年度	2019年度																																	
協 議 回 数	25回	20回	45回																																	
検 討 件 数	290件(202件)	238件(167件)	263件(155件)																																	
区 分	2017年度	2018年度	2019年度																																	
調 査 件 数	148件(99件)	104件(62件)	103件(52件)																																	
うち着手件数	105件(70件)	46件(25件)	49件(27件)																																	
うち立入調査件数	4件(2件)	3件(3件)	0件(0件)																																	
確 認 財 産 額	162億円(3億円)	5億円(1億円)	5億円(1億円)																																	
<p>③ 破綻金融機関の旧経営者等に対する民事・刑事上の責任追及業務の適切な実施、破綻処理時に即応できる態勢整備等</p>	<p>[破綻金融機関の旧経営者等に対する民事・刑事上の責任追及業務の適切な実施] ○破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及については、整理回収機構と緊密に連携しながら、民事・刑事上の責任追及に向けた継続的な調査や法的検討を重ねました。破綻金融機関の旧経営者に対する損害賠償請求権を認めた判決の確定に基づき、整理回収機構が同請求権の回収を進めていくに当たり、必要な指導・助言を行いました。</p> <p>[破綻処理時に即応できる態勢整備等] ○破綻処理時における関係部署間の連携の強化等を目的として、破綻金融機関において使用する機材の習熟訓練を行うなど、責任追及業務に関する実践的な合同研修会等を実施しました。</p>	<p>○整理回収機構との連携による民事上の責任追及業務を継続実施して成果を上げることができました。</p> <p>○関係部署間の連携強化等、破綻処理時に即応できる態勢の整備を図りました。</p>	<p>○破綻金融機関の旧経営者等に対し、各訴訟の確定判決に基づいて損害賠償請求権等の回収を進めていくに当たり、整理回収機構への指導・助言を通じて、適切な責任追及業務の遂行に努めていきます。</p> <p>○関係部署との連携を強化し、破綻処理時に即応できる態勢の整備を図るとともに、研修等を通じて調査手法の向上に努めて</p>	<p>特別業務部 指導調査課 大阪業務部 指導調査課</p>																																

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署						
い きます。										
4. 海外預金保険機関等との連携強化、調査研究活動										
<p>① 国際的な認知度向上、海外預金保険機関との連携・協力の推進 海外預金保険機関との相互強化、諸外国への技術支援</p>	<p>○当機構は、国際預金保険協会（IADI）の活動等に積極的に参画し、当機構の業務に活かすため、預金保険制度に関する国際動向の把握に努めました。同時に、我が国の預金保険制度を紹介することにより国際的な認知度向上に努め、相互理解を深めました。また、当機構の三國谷理事長は、2017年10月からIADI会長を務め、対外的にIADIを代表する他、IADIの実質的意思決定機関である業務執行委員会の議長も兼任し、各地で開催される預金保険機関の様々な会合にも出席する等、預金保険分野における国際協力の一層の推進に向けた活動を行いました。なお、当機構は、IADI傘下のアジア・太平洋地域委員会（APRC）でも、引き続き、主要メンバーとして積極的に活動し、同地域の預金保険機関同士の連携・協力を推進しました。</p> <table border="1" data-bbox="468 697 1715 1209"> <tr> <td data-bbox="468 697 736 1209">国際預金保険協会（IADI）への参画</td> <td data-bbox="736 697 1715 1209"> <p>当機構の代表のIADIでの役職 IADI会長、業務執行委員会議長、コア・プリンシプル・リサーチカウンシル委員会委員、アジア・太平洋地域委員会（APRC）委員、新会費構造ワーキンググループ議長 IADI事務局（スイス（バーゼル））への職員の派遣。 以下のIADI関連会議等に出席。 ・年次総会等（2019年10月トルコ（イスタンブール）） ・業務執行委員会等（2019年5月スイス（バーゼル）、9月スイス（バーゼル）、10月トルコ（イスタンブール）、2020年2月スイス（バーゼル）） ・APRC CEO会議（2019年4月チャイニーズ・タイペイ（台北）） ・金融安定研究所（FSI）・IADI共同コンファレンス（2019年4月スイス（バーゼル）） ・新会費構造ワーキンググループ臨時会合（2019年7月イタリア（ミラノ）） ・APRC総会等（2019年6月ロシア（サンクトペテルブルク）） ・APRCセミナー（スタディ・ビジット）（2019年9月韓国（ソウル））</p> </td> </tr> </table> <p>○当機構の理事長が、海外預金保険機関のトップ等とあらゆる機会を通じて面談することにより、協力関係の強化を図りました。また、両機関の協力に関する覚書の署名により、海外預金保険機関との間で相互協力を図っていくことが確認されました。</p> <table border="1" data-bbox="468 1360 1715 1444"> <tr> <td data-bbox="468 1360 736 1444">覚書の署名</td> <td data-bbox="736 1360 1715 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国預金保険公社（更新）</li> <li>・トルコ貯蓄預金保険基金</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○当機構は、国内他機関とも連携し、特にアジアを中心とする地域との間の技術協力（役職員（講師）派遣、受入れ等）に注力しました。</p> <table border="1" data-bbox="468 1545 1715 1948"> <tr> <td data-bbox="468 1545 736 1948">技術協力</td> <td data-bbox="736 1545 1715 1948"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンスフィールド研修員（アメリカ連邦調達庁職員）を受け入れ、当機構の業務の概要等について説明（2019年4月）</li> <li>・スリランカ中央銀行職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年9月）</li> <li>・中国社会科学院職員等が来訪の際、預金保険制度上の経験等について説明（2019年10月）</li> <li>・台湾金融監督管理委員会職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・ベトナム預金保険職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・モンゴル預金保険公社職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2020年1月）</li> </ul> </td> </tr> </table>	国際預金保険協会（IADI）への参画	<p>当機構の代表のIADIでの役職 IADI会長、業務執行委員会議長、コア・プリンシプル・リサーチカウンシル委員会委員、アジア・太平洋地域委員会（APRC）委員、新会費構造ワーキンググループ議長 IADI事務局（スイス（バーゼル））への職員の派遣。 以下のIADI関連会議等に出席。 ・年次総会等（2019年10月トルコ（イスタンブール）） ・業務執行委員会等（2019年5月スイス（バーゼル）、9月スイス（バーゼル）、10月トルコ（イスタンブール）、2020年2月スイス（バーゼル）） ・APRC CEO会議（2019年4月チャイニーズ・タイペイ（台北）） ・金融安定研究所（FSI）・IADI共同コンファレンス（2019年4月スイス（バーゼル）） ・新会費構造ワーキンググループ臨時会合（2019年7月イタリア（ミラノ）） ・APRC総会等（2019年6月ロシア（サンクトペテルブルク）） ・APRCセミナー（スタディ・ビジット）（2019年9月韓国（ソウル））</p>	覚書の署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国預金保険公社（更新）</li> <li>・トルコ貯蓄預金保険基金</li> </ul>	技術協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンスフィールド研修員（アメリカ連邦調達庁職員）を受け入れ、当機構の業務の概要等について説明（2019年4月）</li> <li>・スリランカ中央銀行職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年9月）</li> <li>・中国社会科学院職員等が来訪の際、預金保険制度上の経験等について説明（2019年10月）</li> <li>・台湾金融監督管理委員会職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・ベトナム預金保険職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・モンゴル預金保険公社職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2020年1月）</li> </ul>	<p>○IADIの活動を通じて預金保険制度に関する国際動向の把握に努め、当機構の業務に活かすことができました。加えて、IADI主催の活動に積極的に参画することにより、我が国の預金保険制度の認知度向上に努めました。また、IADIの会長機関として預金保険分野における国際協力の一層の推進に貢献するとともに、APRCでの活動では、同地域の預金保険機関同士の連携・協力を大きく寄与しました。</p> <p>○面談や覚書の署名を通じて、海外預金保険機関との協力関係を強化することができました。</p> <p>○技術支援を通じ、海外の預金保険機関、特にアジア地域の預金保険機関の能力強化に一定の効果を果たしました。これらの貢献は、海外の機関から高い評価を得ています。</p> <p>また、当機構役職員が国際機関及び海外預金保険機関が主催するセミナー等に参加し、最新の情報等を得るとともに、これらの活用及び共有に努めました。</p>	<p>○IADIの会長機関として、今後もIADIの活動への一層の貢献や我が国の経験の積極的な伝達等を通じ、国際的な連携・協力をより充実させるべく、更に取組みを進めます。また、アジア・太平洋地域の預金保険機関との相互理解の深化、並びに域内の連携・協力についても推進していきます。</p> <p>○面談及び覚書の署名等を積極的に活用することにより、海外預金保険機関等と更なる連携強化に努めていきます。</p> <p>○技術支援については、更なる協力を進め、アジア地域等での協定の枠組みを構築していきます。</p> <p>国際機関及び海外預金保険機関が主催するセミナー等の機会を積極的に活用し、得られた最新の情報等を、当機構の活動に反映させていきます。</p>	<p>国際統括室 調査部 企画調査課</p>
国際預金保険協会（IADI）への参画	<p>当機構の代表のIADIでの役職 IADI会長、業務執行委員会議長、コア・プリンシプル・リサーチカウンシル委員会委員、アジア・太平洋地域委員会（APRC）委員、新会費構造ワーキンググループ議長 IADI事務局（スイス（バーゼル））への職員の派遣。 以下のIADI関連会議等に出席。 ・年次総会等（2019年10月トルコ（イスタンブール）） ・業務執行委員会等（2019年5月スイス（バーゼル）、9月スイス（バーゼル）、10月トルコ（イスタンブール）、2020年2月スイス（バーゼル）） ・APRC CEO会議（2019年4月チャイニーズ・タイペイ（台北）） ・金融安定研究所（FSI）・IADI共同コンファレンス（2019年4月スイス（バーゼル）） ・新会費構造ワーキンググループ臨時会合（2019年7月イタリア（ミラノ）） ・APRC総会等（2019年6月ロシア（サンクトペテルブルク）） ・APRCセミナー（スタディ・ビジット）（2019年9月韓国（ソウル））</p>									
覚書の署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国預金保険公社（更新）</li> <li>・トルコ貯蓄預金保険基金</li> </ul>									
技術協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンスフィールド研修員（アメリカ連邦調達庁職員）を受け入れ、当機構の業務の概要等について説明（2019年4月）</li> <li>・スリランカ中央銀行職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年9月）</li> <li>・中国社会科学院職員等が来訪の際、預金保険制度上の経験等について説明（2019年10月）</li> <li>・台湾金融監督管理委員会職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・ベトナム預金保険職員が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2019年12月）</li> <li>・モンゴル預金保険公社職員等が来訪の際、当機構の業務の概要等について説明（2020年1月）</li> </ul>									

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の金融規制監督機関の職員を対象とした JICA 研修に、当機構職員が講師として参加（2020年2月）</li> </ul>			
	セミナー等 以下のセミナー等に参加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>米国連邦預金保険公社主催セミナー（2019年5月及び11月）</li> <li>インドネシア預金保険公社主催セミナー（2019年8月）</li> <li>韓国預金保険公社主催セミナー（2019年11月）</li> <li>セルビア預金保険公社主催セミナー（2019年12月）</li> </ul>			
② 当機構業務に関連する事項の調査研究、各界関係者等への成果提供	○米国、欧州における預金保険制度、破綻処理制度、危機対応措置を巡る動向、並びに金融の技術革新における国際的な議論の状況等について調査研究を行いました。 （参考）ホームページにおいて、海外事情「米国 FDIC：基金の概況」や「米国金融機関の破綻件数」を公表しました。	○国際的な調査を適切に行いました。	○国内外の動向を踏まえつつ、調査研究に係る取組みを進めます。	国際統括室 調査部 調査分析課

## 5. 資本参加関連業務への対応

金融機能強化法に基づく資本参加への適切な対応、同法に基づき引き受けた株式等の適切な管理・処分	<p>○2019年度は、金融機能強化法に基づき1先に対して、92億円の資本参加を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年度</td> <td>全国信用協同組合連合会（2017年12月、100億円、優先出資）</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>全国信用協同組合連合会（2020年3月、92億円、優先出資）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の業務については、協定に基づき整理回収機構に委託しています。</p> <p>○金融機能強化法に基づく資本参加額等の状況は以下のとおりです。 （単位：件、億円、単位未満四捨五入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">根拠法令</th> <th colspan="2">資本参加額</th> <th colspan="2">現在残高</th> </tr> <tr> <th>金融機関数</th> <th></th> <th>金融機関数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機能強化法</td> <td>30</td> <td>6,840</td> <td>27</td> <td>4,835</td> </tr> <tr> <td>うち震災特例</td> <td>12</td> <td>2,165</td> <td>11</td> <td>1,965</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）資本参加額は2020年3月末までの累計額、現在残高は2020年3月末現在の残高</p> <p>○資本参加のために引受け等を行った優先株式等について、以下の業務を実施しました。            ≪資本参加先（27先）≫            （管理業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類株主総会及び優先出資者総会における権利の行使（議決権の行使・質問権の行使）</li> <li>経営状況等の把握を目的とした監督当局が実施するフォローアップヒアリングへの参加</li> <li>震災特例資本参加先の経営状況等について、当該金融機関及び協同組織中央金融機関との決算ヒアリング時の意見交換</li> <li>決算内容、配当政策、剰余金の積上げ状況及び今後の返済計画等に係る定期的なヒアリングの実施</li> <li>配当金の受領（24.8億円）</li> </ul>	協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）		2017年度	全国信用協同組合連合会（2017年12月、100億円、優先出資）	2018年度	—	2019年度	全国信用協同組合連合会（2020年3月、92億円、優先出資）	根拠法令	資本参加額		現在残高		金融機関数		金融機関数		金融機能強化法	30	6,840	27	4,835	うち震災特例	12	2,165	11	1,965	<p>○金融機能強化法に基づく資本参加の決定があった協同組織中央金融機関1先に対して、着実に資本参加を実施しました。</p> <p>○資本参加先に対し、株主総会等において議決権等を行使したほか、定期的なヒアリング等を通じ、決算内容や今後の返済計画等の把握に努めました。            また、震災特例資本参加先に対しては、経営状況等について、当該金融機関及び協同組織中央金融機関との意見交換を実施するなど、深度ある実態把握に努めました。</p>	<p>○金融機能強化法に基づく資本参加（申請期限、2022年3月31日）については、今後も関係当局と密接に連携しつつ、適切な対応に努めます。</p> <p>○管理業務については、資本参加先に対し、株主総会における議決権等を適切に行使していくほか、定期的なヒアリング等により、経営状況等を把握するなど、適切な管理に努めます。</p>	金融再生部 業務課
協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）																															
2017年度	全国信用協同組合連合会（2017年12月、100億円、優先出資）																														
2018年度	—																														
2019年度	全国信用協同組合連合会（2020年3月、92億円、優先出資）																														
根拠法令	資本参加額		現在残高																												
	金融機関数		金融機関数																												
金融機能強化法	30	6,840	27	4,835																											
うち震災特例	12	2,165	11	1,965																											



# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																																											
	<p>(処分業務) 当年度は、金融機関等からの優先株式等の処分に係る申出はなく、処分実績はありませんでした。</p> <p>【処分状況（簿価額ベース）】 (単位：億円、単位未満四捨五入)</p> <table border="1" data-bbox="468 420 1320 697"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">処分簿価額</th> </tr> <tr> <th>優先株式等</th> <th>劣後債等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>200</td> <td>—</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>累計額<sup>(注)</sup> (2004～2019年度)</td> <td>1,805</td> <td>260</td> <td>2,065</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 累計額には、組織再編法に基づく資本参加（劣後債等）の処分簿価額（参加額 60 億円全額）を含みます。</p>	年度	処分簿価額			優先株式等	劣後債等	合計	2017年度	—	—	—	2018年度	200	—	200	2019年度	—	—	—	累計額 <sup>(注)</sup> (2004～2019年度)	1,805	260	2,065		<p>○処分業務については、「当面の対応」に基づき、円滑な処分に努めます。</p>																					
年度	処分簿価額																																														
	優先株式等	劣後債等	合計																																												
2017年度	—	—	—																																												
2018年度	200	—	200																																												
2019年度	—	—	—																																												
累計額 <sup>(注)</sup> (2004～2019年度)	1,805	260	2,065																																												
<p>6. 金融業務支援への対応</p>																																															
<p>① 特定回収困難債権の買取り等業務の着実な実施</p>	<p>[特定回収困難債権買取りの着実な実施] ○2019年度においては、第18回買取りから第20回買取りにおいて、合計9件の買取決定を行いました。</p> <p>【特定回収困難債権の買取決定の実績】</p> <table border="1" data-bbox="468 1039 1596 1316"> <thead> <tr> <th>買取決定年度</th> <th>買取決定回</th> <th>買取債権数</th> <th>買取債権総額</th> <th>買取価格総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年度</td> <td>第12回・第13回・第14回 (2017年6月・11月・2018年3月決定分)</td> <td>55件</td> <td>1,088,644千円</td> <td>372,635千円</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>第15回・第16回・第17回 (2018年6月・11月・2019年3月決定分)</td> <td>17件</td> <td>144,289千円</td> <td>13,343千円</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>第18回・第19回・第20回 (2019年6月・12月・2020年3月決定分)</td> <td>9件</td> <td>77,035千円</td> <td>14,639千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各回の買取決定に際しては、いずれも買取審査委員会（弁護士、不動産鑑定士等を含む第三者委員会）において、特定回収困難債権としての買取りの適否及び買取価格についてご審議いただき、同委員会での意見を踏まえ、当機構の運営委員会において買取りの決定を行いました。</p> <p>[制度の浸透] ○金融機関等への制度の浸透を図るため、全国の銀行警察連絡協議会において本制度の概要・運用状況等の説明を実施（56回）しました。また、28金融機関等から45件の質問・相談に対応しました。</p> <table border="1" data-bbox="468 1606 1409 1831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">銀行警察連絡協議会における制度の概要・運用状況等の説明回数</th> <th colspan="3">金融機関等からの質問・相談件数</th> </tr> <tr> <th>制度に関する質問</th> <th>個別案件に係る相談</th> <th>合計（金融機関等の数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年度</td> <td>42回</td> <td>22件</td> <td>49件</td> <td>71件（33）</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>68回</td> <td>63件</td> <td>64件</td> <td>127件（86）</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>56回</td> <td>11件</td> <td>34件</td> <td>45件（28）</td> </tr> </tbody> </table>	買取決定年度	買取決定回	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額	2017年度	第12回・第13回・第14回 (2017年6月・11月・2018年3月決定分)	55件	1,088,644千円	372,635千円	2018年度	第15回・第16回・第17回 (2018年6月・11月・2019年3月決定分)	17件	144,289千円	13,343千円	2019年度	第18回・第19回・第20回 (2019年6月・12月・2020年3月決定分)	9件	77,035千円	14,639千円	年度	銀行警察連絡協議会における制度の概要・運用状況等の説明回数	金融機関等からの質問・相談件数			制度に関する質問	個別案件に係る相談	合計（金融機関等の数）	2017年度	42回	22件	49件	71件（33）	2018年度	68回	63件	64件	127件（86）	2019年度	56回	11件	34件	45件（28）	<p>○年度内に9件の買取決定を行い、これに基づき、特定回収困難債権の買取りを着実に実施しました。</p> <p>なお、特定回収困難債権の買取りに当たり、買取審査委員会からの意見聴取等、適正な手続を経ました。</p> <p>○周知活動の実施により、本制度の浸透を図るとともに、金融機関に対して本制度の積極的な活用を促しました。</p>	<p>○金融機関をはじめ関係者の協力を得ながら、着実に業務を実施していきます。</p> <p>○特定回収困難債権の買取りに当たっては、買取審査委員会の意見を踏まえるなど、適正な買取手続を進めます。</p> <p>○金融庁等の関係当局や業界団体と連携しつつ、必要に応じて特定回収困難債権買取制度運用の改善を図り、当該制度をより積極的に活用するよう金融機関に促していきます。</p>	<p>金融業務支援部 業務企画課</p>
買取決定年度	買取決定回	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額																																											
2017年度	第12回・第13回・第14回 (2017年6月・11月・2018年3月決定分)	55件	1,088,644千円	372,635千円																																											
2018年度	第15回・第16回・第17回 (2018年6月・11月・2019年3月決定分)	17件	144,289千円	13,343千円																																											
2019年度	第18回・第19回・第20回 (2019年6月・12月・2020年3月決定分)	9件	77,035千円	14,639千円																																											
年度	銀行警察連絡協議会における制度の概要・運用状況等の説明回数	金融機関等からの質問・相談件数																																													
		制度に関する質問	個別案件に係る相談	合計（金融機関等の数）																																											
2017年度	42回	22件	49件	71件（33）																																											
2018年度	68回	63件	64件	127件（86）																																											
2019年度	56回	11件	34件	45件（28）																																											

# 2019年度 実績評価書

<p>② 反社会的勢力に係る情報を提供する業務の適切な運用</p>	<p>○金融機関からの照会に応じて反社会的勢力に係る情報を提供するシステム（以下「反社情報照会システム」という。）について、当機構システム部門及び運用・保守に係る事業者と連携して対応することで、円滑な運用に努めました。</p> <p>○システム利用金融機関からの質問等に丁寧に対応することにより、金融機関からの照会が利用約款等に則り適切に実施されるよう努めました。</p> <p>○システム利用金融機関に対し、照会の実施状況に関する実地確認を着実に実施しました。</p>	<p>○反社情報照会システムについては、関係者間で連携し、円滑に運用することができました。</p> <p>○システム利用金融機関に対して、質問等に丁寧に対応することに加え、実地確認を着実に実施し、利用約款等に則った照会の徹底に努めました。</p>	<p>○反社情報照会システムについて、引き続き関係者間で連携を図り、円滑な運用に努めます。</p> <p>○システム利用金融機関において、利用約款等に則った照会が徹底されるよう、実地確認を着実に実施していきます。</p>	<p>金融業務支援部 金融情報業務課 総務部 業務システム第二課</p>																							
<p>③ 振り込め詐欺救済法に基づく公告業務の適切な実施、預保納付金の適切な支出</p>	<p>○振り込め詐欺等被害者及び金融機関からの各種照会に対応するとともに、スケジュール通りに公告を実施したほか、法令に基づき公告の実施状況を公表しました。</p> <p>【主要な公告の実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="468 785 1495 982"> <tr> <th>債権消滅手続開始公告</th> <th>支払手続開始公告</th> <th>支払手続終了公告</th> </tr> <tr> <td>公告回数 24回</td> <td>公告回数 24回</td> <td>公告回数 24回</td> </tr> <tr> <td>金融機関数 520先</td> <td>金融機関数 407先</td> <td>金融機関数 421先</td> </tr> <tr> <td>口座数 20,509件</td> <td>口座数 6,822件</td> <td>預金等の額 830百万円</td> </tr> <tr> <td>預金等の額 1,148百万円</td> <td>預金等の額 972百万円</td> <td>被害者への支払額 696百万円</td> </tr> </table> <p>○公告等システム（法令に基づき公告データを処理するシステム）について、安定稼動を維持することができました。</p> <p>○振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を原資として2013年度から担い手団体により開始された「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金給付」、「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業が継続して行われており、当機構は、2020年3月に預保納付金から160百万円の支出を行いました。</p> <p>○振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく立入検査を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="468 1276 1448 1352"> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> <tr> <td>立入検査実施先数<sup>(注)</sup></td> <td>13先</td> <td>25先</td> <td>17先</td> </tr> </table> <p>(注) 立入検査開始日ベースでの先数</p>	債権消滅手続開始公告	支払手続開始公告	支払手続終了公告	公告回数 24回	公告回数 24回	公告回数 24回	金融機関数 520先	金融機関数 407先	金融機関数 421先	口座数 20,509件	口座数 6,822件	預金等の額 830百万円	預金等の額 1,148百万円	預金等の額 972百万円	被害者への支払額 696百万円		2017年度	2018年度	2019年度	立入検査実施先数 <sup>(注)</sup>	13先	25先	17先	<p>○スケジュール通りに公告が実施され、公告の実施状況を適切に公表することができました。</p> <p>○金融機関からの納付金を適切に管理し、主務省令で定められた「犯罪被害者等支援団体に対する助成」のために支出することができました。</p> <p>○振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく立入検査を適切に実施しました。</p>	<p>○振り込め詐欺等被害者の財産的被害の迅速な回復に資するため、適切かつ円滑に公告業務を進めます。</p> <p>○預保納付金について、適切な支出に努めます。</p> <p>○振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく立入検査の適切に実施に努めます。</p>	<p>金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課 検査部 検査企画課 審査課</p>
債権消滅手続開始公告	支払手続開始公告	支払手続終了公告																									
公告回数 24回	公告回数 24回	公告回数 24回																									
金融機関数 520先	金融機関数 407先	金融機関数 421先																									
口座数 20,509件	口座数 6,822件	預金等の額 830百万円																									
預金等の額 1,148百万円	預金等の額 972百万円	被害者への支払額 696百万円																									
	2017年度	2018年度	2019年度																								
立入検査実施先数 <sup>(注)</sup>	13先	25先	17先																								
<p>④ 休眠預金等管理業務の適切な実施</p>	<p>○関係当局や金融機関等と連携しつつ、「休眠預金に係る移管及び管理要領」を作成の上、金融機関に配布・周知を行いました。</p> <p>○主務大臣の認可を得た上、休眠預金等移管金を納付した金融機関との間で、支払等業務の委託に係る契約を締結（2019年度末、1,278先）しました。</p> <p>○2019年9月より、休眠預金等管理システムの本番稼動及び休眠預金等移管金の収納を開始しました。また、同年10月より、金融機関が支払った休眠預金等代替金に係る求償金等の支払を開始しました。</p> <p>○2019年9月、休眠預金等交付金を指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）へ交付するとともに、交付額の公表を行いました。</p>	<p>○休眠預金等移管金の収納等に係る事務手続の整備、支払等業務の委託に係る契約の締結及び休眠預金等管理システムの構築を完了させ、休眠預金等移管金の収納及び休眠預金等交付金の交付等の休眠預金等管理業務を適切に実施しました。</p>	<p>○休眠預金等移管金の収納、休眠預金等交付金の交付、準備金の積立等の休眠預金等管理業務を適切に実施していきます。</p>	<p>金融業務支援部 休眠預金管理業務課 総務部 業務システム第三課</p>																							



# 2019 年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署										
	<p>【2019 年度の休眠預金等移管金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="468 302 1555 495"> <tr> <td>2019 年度において納付された休眠預金等移管金の額 及び当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等の数</td> <td>1,457 億円 7,241,557 件</td> </tr> <tr> <td>2019 年度において支払を行った休眠預金等代替金の額 及び当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等の数</td> <td>46 億円 40,485 件</td> </tr> <tr> <td>2019 年度末において積み立てた休眠預金等活用法第 14 条の準備金の額<sup>(注)</sup></td> <td>706 億円</td> </tr> </table> <p>(注) 旧預金者等への休眠預金等代替金の支払いに要する費用の支出に充てるための積立額。</p> <p>【2019 年度の休眠預金等交付金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="468 583 1142 663"> <tr> <td>休眠預金等交付金交付日</td> <td>2019 年 9 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金交付額</td> <td>21 億円</td> </tr> </table>	2019 年度において納付された休眠預金等移管金の額 及び当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等の数	1,457 億円 7,241,557 件	2019 年度において支払を行った休眠預金等代替金の額 及び当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等の数	46 億円 40,485 件	2019 年度末において積み立てた休眠預金等活用法第 14 条の準備金の額 <sup>(注)</sup>	706 億円	休眠預金等交付金交付日	2019 年 9 月 27 日	休眠預金等交付金交付額	21 億円			
2019 年度において納付された休眠預金等移管金の額 及び当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等の数	1,457 億円 7,241,557 件													
2019 年度において支払を行った休眠預金等代替金の額 及び当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等の数	46 億円 40,485 件													
2019 年度末において積み立てた休眠預金等活用法第 14 条の準備金の額 <sup>(注)</sup>	706 億円													
休眠預金等交付金交付日	2019 年 9 月 27 日													
休眠預金等交付金交付額	21 億円													
7. 各種システムの整備・改善、情報セキュリティ対策の強化														
① IT ガバナンスの強化、各種システムの整備・改善	<p>○システム開発の計画策定手続を定めた「システム開発施策計画化手続」に従って、2020～2022 年度システム化3か年計画を策定したほか、情報システムの構築・運用等における当機構内の管理手続の改善を実施しました。</p> <p>○システム化3か年計画に従い、次のとおり各システムの整備・改善を実施しました。</p> <p>【主なシステムの整備・改善状況】</p> <table border="1" data-bbox="468 1033 1712 1428"> <thead> <tr> <th>システム名</th> <th>整備・改善状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻処理業務システム</td> <td>安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に着手</td> </tr> <tr> <td>反社情報照会システム</td> <td>安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に向けた検討に着手</td> </tr> <tr> <td>休眠預金管理システム</td> <td>2019 年 9 月、計画どおり本番稼動を開始し、金融機関からの休眠預金等移管金の初回移管を継続実施中 安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施</td> </tr> <tr> <td>LAN/WAN（共通システム）</td> <td>安定稼動を維持するとともに、システム更改を計画どおり実施</td> </tr> </tbody> </table>	システム名	整備・改善状況	破綻処理業務システム	安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に着手	反社情報照会システム	安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に向けた検討に着手	休眠預金管理システム	2019 年 9 月、計画どおり本番稼動を開始し、金融機関からの休眠預金等移管金の初回移管を継続実施中 安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施	LAN/WAN（共通システム）	安定稼動を維持するとともに、システム更改を計画どおり実施	<p>○IT ガバナンスについて強化が図られました。</p> <p>○当機構保有の各システムの整備・改善に努めました。</p>	<p>○IT ガバナンスについて引き続き強化を図ります。</p> <p>○当機構保有の各システムの整備・改善に努めます。</p>	総務部 システム総括課
システム名	整備・改善状況													
破綻処理業務システム	安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に着手													
反社情報照会システム	安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施 次期システムの開発に向けた検討に着手													
休眠預金管理システム	2019 年 9 月、計画どおり本番稼動を開始し、金融機関からの休眠預金等移管金の初回移管を継続実施中 安定稼動を維持するとともに、システム改善を計画どおり実施													
LAN/WAN（共通システム）	安定稼動を維持するとともに、システム更改を計画どおり実施													
② 情報セキュリティ水準の向上	<p>○当機構の情報セキュリティ水準の向上を図るため、以下の取組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当機構の情報セキュリティに関する基本規程である情報セキュリティポリシー及びその下位規程について、政府のサイバーセキュリティ戦略本部において決定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」に準拠するよう、改定を行いました。</li> <li>情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構 CSIRT を設置しました。また、外部の情報セキュリティ事業者へ委託して、当機構全体のインシデント対応実施手順及び LAN/WAN（共通システム）におけるインシデント対応の技術的対策・運用体制の有効性について評価を行いました。</li> <li>当機構が保有する情報及び情報システムについて作成した台帳を更新するとともに、情報セキュリティのリスク評価を行い、対応が必要なものについて対応計画を策定し改善を図りました。</li> <li>外部の情報セキュリティ事業者へ委託して、各部署及び各情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施状況について監査を実施するとともに、インターネットに接点を有する情報システムについて脆弱性診断を実施しました。</li> <li>役職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、eラーニングを活用した情報セキュリティに関する研修や標的型攻撃に対するメール訓練、啓発活動等を実施しました。</li> </ul>	<p>○リスク評価及び情報セキュリティ監査を実施することにより、当機構における情報セキュリティに係るリスクを網羅的に把握・評価するとともに、必要な取組みを効果的に実施することにより、情報セキュリティ水準の向上を図りました。</p> <p>また、各種研修・訓練等の実施を通じ、役職員の情報セキュリティ意識の向上に努めました。</p>	<p>○近年、一層巧妙化・複雑化が進むサイバー攻撃の脅威に対し、当機構における情報セキュリティに係るリスクを網羅的に把握・評価し、必要な取組みを的確かつ効果的に実施することにより、更なる情報セキュリティ水準の向上を図ります。</p> <p>また、各種研修・訓練等の実施を通じ、役職員の情報セキュリティ意識の向上に努めてまいります。</p>	総務部 総務課情報セキュリティ室 システム総括課										

# 2019 年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																																																		
	<p>○秘匿性の高い重要情報については、より安全でよりセキュリティ水準の高い環境（分離 LAN/WAN 環境）に保管し、当該情報の安全性を確保しました。</p> <p>また、分離 LAN/WAN 利用部署において定めた、分離 LAN/WAN における重要情報の取扱方法に関する実施手順について、情報セキュリティポリシーの改定を反映するため必要な改定を行うとともに、同手順に基づき適正な運用を行いました。</p>	<p>○分離 LAN/WAN を利用することにより、秘匿性の高い重要情報の適切な管理に努めました。</p>	<p>○分離 LAN/WAN を利用することにより、秘匿性の高い重要情報の適切な管理に努めます。</p>																																																			
<p>8. 財務の健全化、組織の効率的な運営、コンプライアンス態勢の強化</p>																																																						
<p>① 金融機関の破綻処理等に適切に対応できる予算作成・執行管理</p>	<p>○2020 事業年度予算編成に当たっては、予算の執行実績を踏まえた精査等、徹底した見直しを行いました。物件費については、破綻処理業務システムにおける次期システムの開発が本格化すること等により前事業年度に比して増額となりましたが、人件費については、定員の削減等により前事業年度に比して減額となりました。また、金融機関の破綻処理等に必要な経費を引き続き計上しました。</p> <p>○予算執行に当たっては、業務目的遂行上真に必要な金額であるかどうかを精査することで、効率的な予算執行に努めました。</p> <p>○随意契約の見直しを行い、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約への移行等により、契約方法における透明性・競争性の確保に努めました。</p> <p>○2019 事業年度においては、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 15 条の 2 の規定に基づいて、金融機能早期健全化勘定に属する利益剰余金の一部 8,000 億円を国庫納付しました。また、2019 年度決算においては、金融破綻の発生がなかったこと等から一般勘定において責任準備金（金融機関の破綻時に、同勘定が負担する保険金の支払いや資金援助等の財源として留保する準備金）が増加しました。</p> <p>【各勘定の利益剰余金（一般勘定は責任準備金）・欠損金の増減状況】（単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="468 1205 1727 1566"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>危機対応</th> <th>金融再生</th> <th>早期健全化</th> <th>金融機能強化</th> <th>被害回復 分配金支払</th> <th>地域経済 活性化支援</th> <th>震災 支援</th> <th>休眠預金 等管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017 年度末</td> <td>36,145</td> <td>3,690</td> <td>△575</td> <td>15,925</td> <td>469</td> <td>△10,716 (万円)</td> <td>△3,961 (万円)</td> <td>△302 (万円)</td> <td>△5</td> </tr> <tr> <td>2018 年度末</td> <td>39,876</td> <td>3,685</td> <td>△208</td> <td>15,926</td> <td>502</td> <td>△6,097 (万円)</td> <td>△1,291 (万円)</td> <td>△359 (万円)</td> <td>△13</td> </tr> <tr> <td>2019 年度末</td> <td>43,572</td> <td>3,681</td> <td>124</td> <td>7,928</td> <td>560</td> <td>△6,458 (万円)</td> <td>△1,835 (万円)</td> <td>△413 (万円)</td> <td>△13</td> </tr> <tr> <td>増減額 (19-18)</td> <td>3,696</td> <td>△4</td> <td>332</td> <td>△7,998</td> <td>58</td> <td>△360 (万円)</td> <td>△543 (万円)</td> <td>△53 (万円)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		一般	危機対応	金融再生	早期健全化	金融機能強化	被害回復 分配金支払	地域経済 活性化支援	震災 支援	休眠預金 等管理	2017 年度末	36,145	3,690	△575	15,925	469	△10,716 (万円)	△3,961 (万円)	△302 (万円)	△5	2018 年度末	39,876	3,685	△208	15,926	502	△6,097 (万円)	△1,291 (万円)	△359 (万円)	△13	2019 年度末	43,572	3,681	124	7,928	560	△6,458 (万円)	△1,835 (万円)	△413 (万円)	△13	増減額 (19-18)	3,696	△4	332	△7,998	58	△360 (万円)	△543 (万円)	△53 (万円)	-	<p>○2020 事業年度予算において、物件費及び人件費について見直しを行うとともに、金融機関の破綻処理等に備える経費を計上しました。</p> <p>○経費の節減努力や随意契約の見直し等により、適正な予算の執行管理を行いました。</p> <p>○保険金の支払い等のために積立てる責任準備金は、着実に増加しました。</p>	<p>○財務の健全化や財務に関する業務の合理化に取り組むとともに、金融機関の破綻処理等に適切に対応できる予算作成・執行管理を行います。</p>	<p>財務部 経理第一課 経理第二課 経理第三課</p>
	一般	危機対応	金融再生	早期健全化	金融機能強化	被害回復 分配金支払	地域経済 活性化支援	震災 支援	休眠預金 等管理																																													
2017 年度末	36,145	3,690	△575	15,925	469	△10,716 (万円)	△3,961 (万円)	△302 (万円)	△5																																													
2018 年度末	39,876	3,685	△208	15,926	502	△6,097 (万円)	△1,291 (万円)	△359 (万円)	△13																																													
2019 年度末	43,572	3,681	124	7,928	560	△6,458 (万円)	△1,835 (万円)	△413 (万円)	△13																																													
増減額 (19-18)	3,696	△4	332	△7,998	58	△360 (万円)	△543 (万円)	△53 (万円)	-																																													
<p>② 適切な預金保険料率の決定</p>	<p>○2020 年度の預金保険料率について、2015 年度の預金保険料率を定める際に得られた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に関する共通理解に基づき検討した結果、現行の実効料率（0.033%）を継続することとしました。決済用預金及び一般預金等に係る預金保険料率は、現行の実効料率を前提として以下のとおり決めました。</p> <p>実効料率 0.033%（現行どおり）                  決済用預金 0.045%（現行どおり）                  一般預金等 0.031%（現行比▲0.001%）<sup>（注1）</sup></p>	<p>○左記の共通理解に基づき、適切に預金保険料率を決めました。</p>	<p>○左記の共通理解に基づき、適切に預金保険料率を定めていきます。</p>	<p>預金保険部 企画課</p>																																																		

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																			
	<p>「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に関する共通理解</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成33年度(2021年度)末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていく」ことを当面の積立目標とする。</li> <li>○ 金融システム安定のための中核的な仕組みである預金保険制度を強固なものとして維持する観点から、この目標を確実に達成していくこととする。</li> <li>○ 適用する預金保険料率については、この目標を確実に達成できる水準に定めることとする。</li> </ul> <p>(2) 点検の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記(1)の積立目標に対する毎年の積立状況については、運営委員会で翌年度の預金保険料率を審議する際に合わせてモニタリングする。</li> <li>○ 預金保険制度を巡る環境変化等を踏まえた点検を積立期間中に行うこととする。具体的には、付保対象預金の実際の伸びや預金保険制度等を巡る国際的な動向、破綻発生の状況、金融経済情勢等を踏まえ、適用料率や、目標水準およびその定め方、達成時期について、必要に応じ点検する。</li> </ul> <p>【預金保険料率の推移】</p> <table border="1" data-bbox="468 842 1694 1041"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実効料率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>決済用預金<sup>(注2)</sup></th> <th>一般預金等<sup>(注2)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018年度</td> <td>0.034%</td> <td>0.046%</td> <td>0.033%</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>0.033%</td> <td>0.045%</td> <td>0.032%</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>0.033%</td> <td>0.045%</td> <td>0.031%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 今回、一般預金等の預金保険料率が低下したのは、一般預金等全体の伸びよりも一般預金等の保護対象部分(=1,000万円以下の一般預金等)の伸びが小さかったことによる計算の結果。</p> <p>(注2) 「決済用預金」は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3要件を満たす預金及び特定決済債務、「一般預金等」は決済用預金以外の定期性預金等。</p>		実効料率				決済用預金 <sup>(注2)</sup>	一般預金等 <sup>(注2)</sup>	2018年度	0.034%	0.046%	0.033%	2019年度	0.033%	0.045%	0.032%	2020年度	0.033%	0.045%	0.031%			
	実効料率																						
		決済用預金 <sup>(注2)</sup>	一般預金等 <sup>(注2)</sup>																				
2018年度	0.034%	0.046%	0.033%																				
2019年度	0.033%	0.045%	0.032%																				
2020年度	0.033%	0.045%	0.031%																				
<p>③ 安定性・流動性を重視した資金運用、資金需要を踏まえた効率的な資金調達</p>	<p>○資金運用面では、日銀の金融緩和政策が継続する中、市場動向を適切に把握しつつ、安全性・流動性を重視した対応に努めました。この結果、債券の購入等の新たな運用は行いませんでした。</p> <p>○資金調達面では、資金需要を踏まえ、市場環境等も勘案のうえ、金融再生勘定で3,900億円、金融機能強化勘定で1,800億円の預金保険機構債を発行したほか、金融再生勘定、金融機能強化勘定、被害回復分配金支払勘定及び休眠預金等管理勘定において金融機関からの借入れを実施しました。また、資金調達の更なる円滑化を企図として、借入入札参加者を対象とした説明会開催や借入・預保債入札参加者への訪問等、対話充実に努めました。</p> <p>【資金調達残高の推移】 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="468 1629 1567 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金調達残高</td> <td>20,617</td> <td>19,944</td> <td>19,634</td> </tr> <tr> <td>債券残高</td> <td>17,800</td> <td>17,000</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>(年度発行額)</td> <td>(5,000)</td> <td>(6,000)</td> <td>(5,700)</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	資金調達残高	20,617	19,944	19,634	債券残高	17,800	17,000	18,700	(年度発行額)	(5,000)	(6,000)	(5,700)	<p>○資金運用面では、安全性・流動性を重視し、適切な対応を行いました。</p> <p>○資金調達面では資金需要を踏まえた効率的な調達を適切に行いました。</p>	<p>○資金運用は、厳しい運用環境の下、引き続き安全性・流動性を重視しながら、適切な運用に努めます。</p> <p>○資金調達は、資金需要を踏まえた効率的な調達に取り組みます。</p>	<p>財務部 資金第一課</p>			
	2017年度	2018年度	2019年度																				
資金調達残高	20,617	19,944	19,634																				
債券残高	17,800	17,000	18,700																				
(年度発行額)	(5,000)	(6,000)	(5,700)																				



# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
④ 業務方針及び環境変化に対応した組織・人員体制の的確かつ効率的な運営	<p>【組織・人員体制】</p> <p>○政府の定員合理化方針に準じた合理化計画に基づき、定員合理化（▲9名）を実施しました。</p> <p>○上記のほか、金融機関の破綻処理をはじめとする機構業務に係る対応力の維持・強化を図るため、必要な定員を確保するとともに、柔軟な人事配置等を行いました。</p>	○業務方針に基づく各種業務に対応するため、限られた定員の中で適切な体制整備を行いました。	○業務方針及び環境変化に対応した組織・人員体制の的確かつ効率的な運営に取り組んでいきます。	総務部 人事課 総務課
⑤ 役職員のコンプライアンスに対する意識の向上	<p>○役職員のコンプライアンスに対する理解や適切な行動が一層定着するように、以下の措置を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員からのコンプライアンスに係るメッセージを全役員に周知</li> <li>・コンプライアンス研修（法務統括室職員による個別研修、外部講師（弁護士）による集合研修）</li> <li>・その他法務分野の研修（外部講師（弁護士）による集合研修）</li> <li>・コンプライアンスメールマガジンの配信</li> <li>・各部室のコンプライアンス責任者の職務内容等を周知及び確認するための連絡会の開催</li> <li>・コンプライアンス委員会の開催</li> </ul>	○役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。	○役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させ、より適切な行動が定着するよう研修等の実施に努めます。	法務統括室
<b>9. 関係会社との連携</b>				
① 整理回収機構への指導・助言、反社債権回収業務に係る連携	<p>○業務改善連絡会議等において、顧客保護や法令遵守等に関する状況をヒアリングし、業務改善に資する指導・助言を行いました。また、整理回収機構のコンプライアンス委員会に出席し、委員として意見を述べるなど、整理回収機構との連携に努めました。</p> <p>○整理回収機構のサービス機能の活用については、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組の推進策を実現するため、反社債権の該当性に係る判断の適正性を確保するために整理回収機構に設置された適格性認定諮問委員会に出席し、委員として意見を述べるなど、制度の適切な運営が行われるよう整理回収機構との連携を図りました。</p> <p>○整理回収機構との緊密な情報交換を通じて、人材確保策、システムの調達方法及び資金繰り等に関する助言等を行いました。</p>	○整理回収機構の適切な業務運営を確保する観点から、必要な指導・助言を行うとともに、連携を図りました。	<p>○整理回収機構の顧客保護状況や法令等の遵守状況をフォローアップしつつ、適切な業務運営が行われるよう、指導・助言を行います。</p> <p>○整理回収機構のサービス機能の活用について、適切な業務運営が行われるよう連携に努めます。</p>	総務部 管理課 財務部 資金第一課 金融再生部 企画管理課 特別業務部 調査企画課 金融業務支援部 業務企画課 大阪業務部 総務管理課
② 地域経済活性化支援機構及び東日本大震災事業者再生支援機構への協力	○両機構より、業務内容の説明を受け、その内容の確認を行いました。	○両機構の適正かつ効率的な業務運営に協力しました。	○両機構の業務の適正かつ効率的な実施に協力します。	総務部 管理課
③ 株主議決権の適切な行使	○関係会社各社の定時株主総会における議決権の行使に関し、各社からの予算及び決算説明等を踏まえ、株主として議決権を行使しました。	○株主議決権を適切に行使しました。	○関係会社の業務運営が法令等の目的に沿って行われているかなどの点に留意しつつ、株主議決権を適切に行使します。	総務部 管理課
<b>10. 災害発生時における業務継続体制の確立</b>				
① 破綻処理業務を円滑に行うための	○災害が発生した場合でも破綻処理を円滑に実行できるようバックアップ態勢の維持に努めるとともに、被災時のシステム切り替え訓練等を実施し、破綻処理に係る業務を円滑に行うための業務継続体制の確立	○災害時における業務継続体制の整備に努めました。	○引き続き、災害時における業務継続体制の確立に努めます。	総務部 総務課 システム総括課

# 2019年度 実績評価書

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																
業務継続体制の確立	に努めました。			金融再生部 金融整理課 預金保険部 企画課																
② 資金決済等に係る業務継続訓練等を通じた強固な業務継続体制の構築	○災害時においても優先的に継続すべき業務である資金決済業務等を財務部から大阪業務部に円滑に移管できるよう両部で打ち合わせを実施し、体制を確認しました。 ○大規模災害に備えた日銀ネットの操作確認訓練及び金融機関借入金の借入・償還の資金決済業務等のBCP訓練等を実施しました。	○災害時に資金決済業務等を財務部から大阪業務部に円滑に移管できるよう体制確認及び訓練を実施し、災害時の対応力強化を図りました。	○災害時に資金決済等に関する業務を適切に遂行できるよう関係機関と連携して業務継続訓練等を実施し、強固な業務継続体制を構築するよう引き続き努めます。	総務部 総務課 財務部 財務企画課 資金第一課 資金第二課 大阪業務部 総務管理課																
11. 預金者及び国内外の関係者に対する情報発信の充実																				
① 分かりやすい広報の実施、金融機関等との双方向の情報交換ができる環境整備	[預金者等への分かりやすい広報の実施] ○当機構ホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作りをしつつ、適時に新たな情報を掲載するなど、積極的な情報提供に努めました。 <table border="1" data-bbox="468 989 1498 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ訪問者数</td> <td>387,159名</td> <td>440,633名</td> <td>577,202名</td> </tr> </tbody> </table> ○預金者向けパンフレットである「まんがでみる預金保険制度」等を配布し、全国の金融機関や消費生活センター等を通じ、預金保険制度について広く周知を図りました。 ○預金保険法等に規定された財務諸表等の作成・公表のほか、子会社との連結財務諸表を含んだ行政コスト計算書の作成・公表を行うなど情報開示に努めました。 [金融機関等との双方向の情報交換ができる環境整備] ○立入検査において、検査実施に係る問題点等を把握するため、必要に応じ、検査部担当理事等が被検査金融機関を訪問する検査モニターを実施しました。その際、当機構への要望等も含め、幅広く意見交換を実施しました。 ○クラウドサービスを活用し、金融機関向けに、研修関連、検査関連、システム検証関連、破綻処理関連、保険料関連、特定回収困難債権買取り関連及び休眠預金等管理業務関連の情報を提供しました。 <table border="1" data-bbox="468 1627 1498 1705"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラウドサービス新規掲載件数</td> <td>18件</td> <td>12件</td> <td>24件</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	ホームページ訪問者数	387,159名	440,633名	577,202名		2017年度	2018年度	2019年度	クラウドサービス新規掲載件数	18件	12件	24件	○ホームページによる情報発信、パンフレットの配布を通じて、預金者等の預金保険制度及び当機構の役割・業務への理解をより一層深めることに寄与しました。 なお、ホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作りを行いました。 ○子会社を含む当機構全体の財務状況について、分かりやすい情報開示を行いました。 ○検査モニターの実施を通じて、金融機関との双方向の情報交換を行いました。 ○クラウドサービスにより、金融機関への情報提供に努めました。	○預金者等の目線に立った分かりやすい広報の実施及び金融機関等と双方向の情報交換ができる環境整備を推進し、様々な機会を捉えて関係者の声に耳を傾け、取組みの充実・改善に努めます。 なお、ホームページについては、更なるウェブアクセシビリティの向上に努めます。	総務部 広報・情報管理室 財務部 経理第一課 検査部 検査企画課 調査部 調査分析課
	2017年度	2018年度	2019年度																	
ホームページ訪問者数	387,159名	440,633名	577,202名																	
	2017年度	2018年度	2019年度																	
クラウドサービス新規掲載件数	18件	12件	24件																	
② 日本の預金保険制度及び当機構の活動に係る国外への情報発信	○日本の預金保険制度及び当機構の活動を国外に情報発信するため、「平成30年度 預金保険機構年報」の英語版である「ANNUAL REPORT 2018/2019」を作成し、国内外の関係機関へ配布しました。また、海外預金保険機関向けのセミナー等においても、年報を活用し当機構の活動を説明しました。 ○当機構ホームページに英語版の記事を掲載し、英語による情報発信の充実を継続しました。	○国内外の関係者に対して必要な情報提供を行うことができました。	○英文年報の国際会議及び技術支援セミナー等での活用、並びに英文ホームページ等を用いた広報を通じ、適時の情報の提供に努めていきます。	国際統括室																